

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 文化・観光局 観光課

法令名	旅行業法				法令番号	昭和 2 7 年法律 2 3 9 号			
手続名	旅行サービス手配業の登録				根拠条項	第 2 3 条			
審 査 基 準	旅行業法第 2 6 条並びに旅行業法施行規則第 4 4 条の 2 による。								
受付 機関	観光課	処理 機関	観光課	交付 機関	観光課	標準処理期間 6 0 日		目次	
						標準経由期間 日			
No.									